

1% 支援制度に関する実践研究

— 大阪府和泉市「ちょいず」の取り組みから —

黒田隆之

キーワード：1% 支援制度，市民活動支援，パーセント法，
公民協働，ちょいず

1. はじめに

いわゆる「1% 支援制度」とは、個人市民税の総額の1%の金額を、市民活動団体の支援に充てるという制度である。2005年に千葉県市川市が市の条例で制度化し、その後最盛期には全国8市町村で制度化されている。

市川市がこの制度を導入するようになったきっかけは、当時の市長が、東欧ハンガリーのNPO等を支援する制度である「パーセント法」をテレビの報道番組で知ったことだという。1996年に始まった「パーセント法」は、国税の1%分を自分が支援する団体に寄付することができる制度である。市川市の制度の導入当初と開始から5年間の記録については、千葉¹⁾と市川市1%市民制度記録チーム²⁾によってまとめられている。

この制度を導入している自治体ごとに細かなところで異なった点はあるが、共通している制度の仕組みのポイントは次の2点である。①支援金の総

1) 千葉光行(2005)『1%の向こうに見えるまちづくり』ぎょうせい。

2) 市川市1%支援制度記録チーム編著(2009)『新1%の向こうに見えるまちづくり』ぎょうせい。

額の上限は、個人市民税の総額の1%である。②市民が、応援したい団体・事業に投票し、得票数に応じて、支援金額が決定される。

この2点は、市川市の条例にもあったように、「市民活動の活性化」と「納税者意識の高揚」という2つの目的をかなえるために、取り入れられているものである。自分が納めた個人市民税の1%分の使い道に、応援したい市民活動に投票するというかたちで、自分の意思を反映できるということである。

1%支援制度には、この2つの目的が実現されるというメリットがあると考えられてきたが、最初に導入した市川市では2015年度に1%支援制度を終了し、その後は「いちかわ市民活動サポート制度」という投票制度ではない新たな制度に移行している。他市町村においても、1%支援制度をやめる自治体が相次ぎ、もはや風前の灯火とも言える状況になっている(表1)。

筆者は、2010年度から導入された大阪府和泉市における1%支援制度である「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業」の運営に関わる「和泉市市民活動支援制度判定会」の委員を初期の段階から務めている。また、2011年度からは会長として、制度全体を見渡せる立場となり、市民や市民活動団体からの意見や要望、運営する行政サイドの課題、市内の市民活動の状況等に

(表1) 1%制度実施自治体の状況

導入年度	市町村名	継続・終了の状況
2005年度	千葉県 市川市	2015年度で終了
2008年度	大分県 大分市	2021年度継続中
	愛知県 一宮市	2020年度で終了
	岩手県 奥州市	2015年度で終了
	北海道 恵庭市	2012年度で終了
2009年度	千葉県 八千代市	2021年度継続中
2010年度	大阪府 和泉市	2020年度で終了
2011年度	佐賀県 佐賀市	2016年度で終了
	奈良県 生駒市	2021年度継続中

関する情報を、直接的または間接的に知ることができた。また、それらの情報を踏まえて判定会等で議論し、判定会からの意見という形で制度と運用の改善に務めてきた。

しかし、和泉市では、導入から10年目を迎える2020年度³⁾をもって、1%支援制度を取りやめて、次の新しい制度に移行することになった。それは1%支援制度がまったく無用なものになったということではなく、発展的に新しい制度を生み出すという積極的な移行であるととらえている。

本稿では、実践研究として、和泉市の1%支援制度のこれまでの状況を振り返り、10年間の実践活動と見えてきた課題、そして次の制度への移行のプロセスについて考察する⁴⁾。特に、1%支援制度の大きな目的である「市民活動の活性化」と「納税者意識の高揚」が達成されることになったのかという点について、考察を深めたい。

先行研究としては、1%支援制度のきっかけとなったパーセント法については、松下・茶野⁵⁾による紹介と分析があり、日本の1%支援制度については、青柳・栗林⁶⁾による市川市の1%支援制度を事例とする研究等がある。また、1%支援制度に批判的な論考としては神野⁷⁾によるものがある。

本稿の研究としての特徴は、1%支援制度の運営に関わってきた立場からの実践研究であるということと、さらには1%支援制度が廃止され次の制度への移行までを含めた実践プロセスに基づく論考である点があげられる。ま

3) 2020年度に実施される市民活動団体の事業（その事業への市民による投票は2019年度に行われる）への支援が最後となる。

4) 本稿で使用している図表は、すべて和泉市市民活動支援制度判定会における配布資料をもとにしている。

5) 茶野順子（2005）「パーセント法の提起する市民社会のありかた」『月刊自治研』通巻552号。

松下啓一・茶野順子（2006）『新しい公共を拓くパーセント条例』慈学社。

6) 青柳龍司・栗林隆（2013）「千葉県市川市における1%支援制度の評価と分析—住民税制と寄付課税—」千葉商科大学『千葉商大論叢』。

7) 神野直彦（2005）「『市民税1%支援制度』は市民の政治参加を制限し民主主義を後退させる」『日本の論点』文藝春秋。

た、1% 支援制度を継続している自治体が減ってきていることから、社会実験的な側面もあったこの制度の始終を記録し、今後の市民活動支援制度のあり方について検討する際の資料となることも期待している。

2. 「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業」の概要

(1) 和泉市と市民活動支援

和泉市は、大阪府南部の泉北地域に属している。面積 84.98 平方キロメートルの市の最南部は和泉山脈で和歌山県と接していて、北に向かって山地から市街地へと町並みが移り変わっていく。大阪府の郊外都市であり、ベッドタウンとして、住宅やショッピングモール、高速道路、鉄道、工業団地等の開発が進んできた。新しく開発された新興住宅地域と古くからの地域が混在している状況である。人口は、2020年9月末現在で約18万5千人、世帯人口は約8万世帯である。新しく開発された地域に若い世代が移り住んでくることもあり、高齢化率 16.4%（2018年度）と全国平均よりも低く抑えられてきている。

市民活動の支援としては、2007年にスタートした支援制度である「熱中市民サポート事業」に代わる制度として、和泉市長が市長選挙の公約として1% 支援制度の導入を掲げて当選し、「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業」として、2010年度⁸⁾に制度化された。市川市のように条例ではなく、要綱⁹⁾で定められた事業である。選択を意味する「チョイス」と市の名前である「いずみ」を掛け合わせた造語である「ちょいず」という愛称がついている（以下、「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業」を「ちょいず」と呼ぶ）。他の市民活動を支援する制度については、人権問題や男女共同参画に

8) 2010年度に制度化され、2011年度に実施される市民活動団体の事業（市民の投票は事業実施前年度の2010年度に行われる）から支援金の交付がスタートした。

9) 本稿末に、資料として、制度終了時の「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する要綱」を掲載している。

関する取り組みを支援する助成金制度があるが、市民独自の企画アイデアによる活動を支援する支援金制度は、この「ちょいず」だけである。

(2) 事業の目的と運営主体

「ちょいず」の目的は、要綱第1条に示されているように、①市民の市民活動に対する理解及び関心を深める、②市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図る、③市民相互の協働によるまちづくりを推進する、の3つである。これら3つは先に述べた1%支援制度の目的である「市民活動の活性化」をより細目化したものとしてとらえることができる。要綱には、もう一つの目的である「納税者意識の高揚」に関しては、直接的には示されていないが、個人市民税の1%を市民活動の支援金にあてるということと、支援金の配分が市民の届出¹⁰⁾により決定されるという制度設計自体がその目的を意識しているものであると考えられることから、市民のこの制度への関与の高まりが、納税者意識の高揚を促すというものと考えられるだろう。

「ちょいず」の判定会では、これらの目的の達成を確認できる指標として、①については市民の届出率を、②については「ちょいず」に参加する活動団体数を、③については市民活動団体の実施事業の内容とその事業報告書等を継続的に分析し、これらの目的の達成状況について意見交換を行ってきた。

事業の運営主体は市であり、市長公室内にある公民協働推進室の複数のスタッフが担当している。また、市が設置し、和泉市社会福祉協議会に運営を委託している和泉ボランティア・市民活動センター「アイ・あいロビー」が、その事業の一環として「ちょいず」に関する情報提供や市民活動団体の運営等についてサポートを行っている。

10) 「ちょいず」では、投票のことを、市民が、どの団体・事業を支援するかという意思を、市に対して届け出るという意味から、「選択届出」または「届出」と呼んでいる。

(3) 支援対象となる市民活動団体と支援金

支援の対象となる市民活動団体は、要綱第2条において、「ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人その他の非営利活動を行う団体であつて、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年の健全育成その他社会貢献にかかる分野の活動を行っているもの」と定められている。

また、支援金の交付の対象となる事業については、第4条において、「特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係る分野のもの」であり、営利を目的をしないこと、事業の効果が主に和泉市内であり和泉市民を対象とすること、さらに当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものではないこと等が定められている。

さらに支援対象となる経費については、要綱の別表（第9条関係）に定められており、申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となっている。支援金の金額は1団体につき、必要経費の2分の1までの金額となっており、かつ最大80万円（制度開始時の50万円から、2014年度に80万円に引き上げられた）である。つまり、各団体は事業予算の2分の1は自前で用意する必要があり、まったく団体の費用負担無しで事業を計画することはできない。また、実施事業の予算規模が大きく、その2分の1が80万円以上である団体の場合は、最大限に支援金が得られたとしても、予算の2分の1以下の最大80万円の支援金となる。

(4) 市民活動支援制度判定会の役割

「ちよいず」の運営のために、「和泉市市民活動支援制度判定会」（以下、「判定会」と呼ぶ）が設置されており、市民活動に関する専門知識を有する者（3人以内）、税理士（1人）及び市職員（1人）の委員らで構成されている。

判定会は、「ちよいず」に関する意見を判定会委員から聴くために設置されているが、具体的には、①申請団体やその実施事業が要綱と照らし合わせ

て適切なものであるか、②各事業の予算案が適切に作成されているか、③事業が計画に沿って実施されたか、④事業実施後の報告書の内容が適切か、⑤支援金は適切に支出されたか、等について、会議を開催して審査し判定を行っている。

制度導入当初は「ちょいず」の目的が市民に浸透していないこともあり、申請団体の事業内容が要件に合うものであるのかの議論をすることも多く、そのままでは要件に当てはまらないような団体に対しては、委員から適切な事業例やアイデアを提案するようなこともあった。例えば、ダンスグループが、自分たちの発表の場をつくるためにダンスイベントを企画するという場合に、単に自分たちのダンスの発表をするだけでは、当該団体のためだけの活動となるために支援の対象とはならない。そこで、ダンスを通してどのような公益的活動を行いたいのか、それを実現するためにはどのような企画が考えられるかというように、その団体が日頃行っている活動をどのように「ちょいず」に参加できる市民活動へと展開していけるのか、市の担当者等を通してアドバイスをを行うこともあった。他にも、地元の農家のグループで農産物の販売会を行いたいという場合も、それだけでは当該団体の利益にしかならず支援対象にはならないので、地元農家同士の交流を深める事業や市民が市内の農業について関わったり学べたりする事業を行う中で地元農産物への理解を深めてもらい、市内農家の振興につなげるような提案をすることもあった。このように、判定会委員と市の担当者は、書類の審査を行うだけではなく、市民活動とはどのような活動を意味するのか、市民活動をどのように展開していけばよいのかなど、さまざまな助言を申請団体に対して行ってきた。

さらに判定会は市の担当者と共に、毎年4月に参加市民活動団体との意見交換会を企画・開催してきた。意見交換会は、「ちょいず」に参加している市民活動団体の代表と市担当者、判定会委員が参加してワークショップ形式で行い、「ちょいず」に関する市内の状況や参加市民活動団体からの制度や

行政に対する要望等を話し合う重要な機会となっていた。そこで話し合われたことが、制度の改革や運用の見直し等につながっていった。

(5) 「ちょいず」制度の流れ

図1は、市民の選択届出が支援金となるまでの流れを表している。

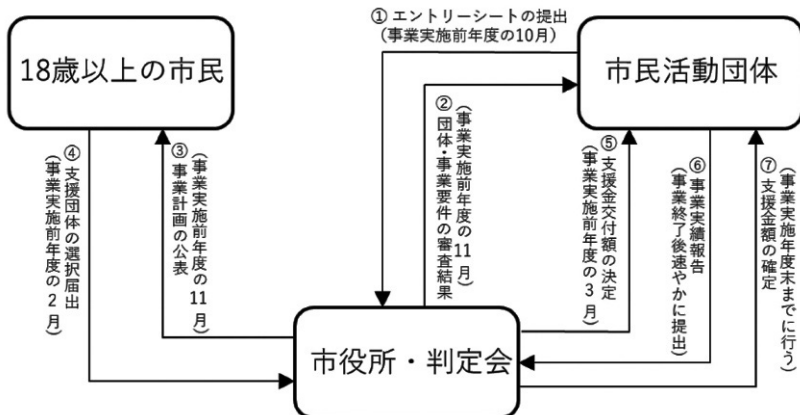
①支援を希望する市民活動団体は、「エントリーシート」、「団体概要調書」、「規約、会則、定款等及び役員名簿等の写し」、「事業計画書」、「収支予算書」、「団体PRシート」を市に提出し、「ちょいず」に応募する。申請の時期は、事業実施の前年度の10月頃である。

②判定会において、要綱の団体要件と事業要件に照らして適切かどうか、提出書類を審査した上で、市長が支援対象団体を決定する。応募団体には、支援対象団体可否決定通知書兼後援名義使用承諾書で、結果を伝える。

③市は、支援対象団体とその事業等について応募団体からの提出書類をもとに、市のホームページ等で市民に公表する。

④市の広報誌と一緒に支援対象団体紹介冊子（選択届出用紙と送料無料の返信用封筒付き）が全戸配布され、18歳以上の市民は、自分が支援したい

図1 「ちょいず」制度の流れ



支援対象団体を3団体以内で選択し、選択届出書に記入し、市に届出を行う。個人市民税が課税か非課税かに関係なく、18歳以上の市民が届出できる。届出は、選択届出書の郵送、インターネット上の届出フォームからの送信、市役所、出張所、図書館、アイ・あいロビー等に設置された届出箱への選択届出書の投函により行う。届出期間は、事業実施前年度2月頃の約1ヶ月間となっている。

選択届出は、1人が同時に3団体までできる。例えば、2018年度実施事業の場合、市民1人あたりの支援金額は604円となっており、例えば2団体を選択した場合は、1団体あたりへの支援金は2分の1の302円となる。3団体を選択した場合は、1団体あたりへの支援金は3分の1の201円となる。

⑤市は、選択届出結果を市ホームページで公表すると同時に、各市民活動団体への届出数に応じて、それぞれ支援金交付額を決定し支援金額内定通知書により通知する。届出結果の公表・通知は、事業実施年度の前年度の3月下旬となる。

各市民活動団体は、支援金が希望金額よりも集まらなかった場合には、事業計画の変更申請を出すことができ、また、事業実施が難しくなるほど集まらなかった場合には応募の取り下げをすることもできる。変更申請等がない場合は、市民活動団体は支援金交付申請書を提出し、市から支援交付金決定通知書を受け取る。支援金の支払は、事業終了後になるが、交付決定額の3分の2以内の金額であれば、事業実施前に概算払いで受け取ることができる。

⑥市民活動団体は、事業実施年度中に事業を実施する。市民活動団体は、事業の紹介や告知等を、市の広報誌、フェイスブック、ツイッターに掲載することができる。また、市の後援名義を使用することができる。事業終了後、「実績報告書」、「事業報告書」、「収支決算書」を市に提出する。

⑦判定会において、活動団体から提出された実績報告書等を精査し、適切と審査されれば、支援金が確定され交付される。公平性、透明性を確保する

(表2) 2018年度実施事業の選択届出の結果

番号	団体名	事業名	事業総額 (円)	対象経費 (円)	交付希望金額 (円)	1団体選 択した人 の数(人)	2団体選 択した人 の数(人)	3団体選 択した人 の数(人)	市民からの 届出総額 (円)	交付予定額 (円)
(1 団体選択した人の数×604円+(2 団体選択した人の数×302円)(1 団体選択した人の数×201円) = (市民からの届出総額)										
1	あおばお助け隊	あおばお助け隊	340,000	277,000	100,000	54	193	288	148,790	100,000
2	和泉市音楽家連盟「音の和」	和泉市音楽家連盟「音の和」11thコンサート「音の和」列車の車窓から～音楽で巡る世界の国々～	742,000	508,000	254,000	173	66	178	160,202	160,202
3	のぞみ野つくり推進委員会	第14回 のぞみ野夏まつり	2,500,000	1,920,000	800,000	943	151	206	656,580	656,580
4	和泉市少年少女合唱団	和泉市少年少女合唱団	603,600	603,600	123,600	74	31	143	82,801	82,801
5	緑ヶ丘世代間交流実行委員会	緑ヶ丘夏まつり	1,450,000	1,250,000	600,000	636	153	252	481,002	481,002
6	信太連合	信太連合(聖大祭・桜車祭の安全対策、PR活動、清掃)	3,500,000	1,720,000	800,000	1,396	111	191	915,097	800,000
7	ミータスコア・グループ未来	宮崎副の「第九」ファミリーコンサート2018	1,490,000	1,410,000	450,000	267	79	136	212,462	212,462
8	青葉はつが野世代間交流推進委員会	第37回 青葉台夏まつり	2,220,000	1,910,000	800,000	1,299	251	258	912,256	800,000
9	和泉市ディスコ協会	第11回和泉市地域交流ディスコン大会	80,000	80,000	40,000	42	27	36	40,758	40,000
10	和泉・ねころじの会	地域歳の活動	2,850,000	2,850,000	800,000	971	235	585	775,039	775,039
11	国府校区納涼大会実行委員会	国府校区納涼大会	2,910,000	1,110,000	555,000	164	95	192	166,338	166,338
12	内田町ボランティア 頃の会	頃の放流、造賞会	433,800	433,800	216,900	95	174	617	233,945	216,900
13	ガールスカウト大阪府第28団	野外クッキング&防災	150,000	150,000	75,000	143	32	84	112,920	75,000
14	パソコソ会	障がい者のためのパソコソ教室	40,000	40,000	20,000	38	20	124	53,916	20,000
15	和泉の国ジャズストリート実行委員会	和泉の国ジャズストリート2018	4,130,000	3,980,000	800,000	346	215	616	397,730	397,730
16	一般社団法人和泉青年会議所	第7回 わんぱく相撲和泉場所	800,000	800,000	400,000	597	87	92	405,354	400,000
17	四季の味覚祭 実行委員会	四季の味覚祭～遺産地消による地域活性化イベント～	540,000	540,000	270,000	264	45	112	195,558	195,558
18	子育てサロン ふれんど	子育てサロン ふれんど 野分活動	77,250	77,250	38,625	62	14	76	56,952	38,625
19	和泉だんじり大連合青年部	和泉だんじり祭り継承事業	1,835,000	1,635,000	800,000	1,249	179	388	886,442	800,000
20	NPO法人 いずみ太鼓	災害復興応援チャリティイベント いずみのみ国師生まつり	1,390,420	1,390,420	685,210	776	143	211	554,301	554,301

21	アトピーなんか飛んでいけ!の会	アトピー・喘息の食事療法研究プロジェクト	146,000	146,000	73,000	15	27	159	49,173	49,173
22	松尾連合地車連絡協議会	松尾連合地車祭継承事業	1,700,000	1,700,000	800,000	483	74	202	354,682	354,682
23	モア21	米作りプロジェクト	48,000	48,000	24,000	37	32	84	48,986	24,000
24	泉州信太山盆踊り保存会	伝承文化[泉州信太山盆踊り]保存・普及・交流事業	700,000	700,000	350,000	1,048	42	176	681,052	350,000
25	いぶき野夏祭り実行委員会	H30年度いぶき野夏祭り	2,830,000	2,800,000	800,000	535	135	227	408,537	409,537
26	特定非営利活動法「いずみの国の自然館クラブ	自然観察・自然科学の普及・自然史資料の収集整理・研究出版・環境教育・自然館でのイベント事業	360,000	360,000	180,000	229	62	208	198,848	180,000
27	伯太フェスタ実行委員会	伯太ふれあいフェスタ2	1,000,000	988,000	200,000	278	24	80	191,240	191,240
28	コーラズグループぶどうの木	東日本大震災支援ボランティア体験プログラム&報告会	600,000	525,000	262,500	149	24	53	107,897	107,897
29	総合型地域スポーツクラブ大阪和泉光栄楽部	光明台地区を中心とした子どもと中高年齢者の身体づくり事業	315,000	315,000	130,000	128	42	104	110,900	110,900
30	一般社団法人いずみ障がい福祉サービス事業所団体連合会	ハートフルフェスタ2018	638,000	618,000	300,000	95	78	212	123,548	123,548
31	特定非営利活動法人こどもNPOセンターいずみっ子	おもしろ体験型市場「こども市」	159,400	149,400	74,700	196	46	173	167,049	74,700
32	レインボーシード	バリアフリーイベントほほえみフェスタ・ほほえみ催談会・シブリングキッズ会	236,500	172,500	86,250	37	19	130	54,216	54,216
33	はつが野街づくり推進委員会	はつが野祭り	2,000,000	1,650,000	800,000	1,152	140	192	776,680	776,680
34	「障害」をもつ仲間と共に歩む和原若者の集い実行委員会	第28回「障害」をもつ仲間と共に歩む和原若者の集い	208,990	138,990	69,495	45	99	344	126,222	69,495
35	ママが綺麗に笑顔になる応援団	ママが綺麗に笑顔になる応援団	156,760	146,760	73,380	11	4	25	12,877	12,877
36	ローズウッドー	アロマテラピーで植物の香りのある暮らしアロマハンデア体験	162,480	162,480	81,240	79	18	58	64,810	64,810
37	いずみの国のいづくししみ市実行委員会	いずみの国の国のおいづくししみ市	110,000	95,000	47,500	27	20	112	44,860	44,860
38	いずみこどもAID	こどもの居場所・学校へいきづらいこどもの保護者の交流の場	804,256	804,256	402,128	159	83	393	200,095	200,095
39	上代町盆踊り実行委員会	平成30年度・上代町盆踊り大会	753,000	313,000	156,500	256	39	41	174,643	156,500
40	Glanz Wind Orchestra	定期演奏会	370,000	370,000	185,000	388	25	80	257,982	185,000
41	Going 横山	“赤い蕎麦の花嫁かぞ”	520,000	500,000	250,000	29	54	166	67,190	67,190
合計			41,900,456	35,367,456	13,984,028	14,965	3,388	8,004	11,670,840	10,579,938

ために、各市民活動団体からの提出書類や判定会の議事録等はすべて公開されている。一例として、表2に2018年度実施事業の選択届出の結果を示しておく。

3. 実践の状況

(1) 支援対象団体の状況

表3は支援対象団体数の推移である。制度導入時の2011年度に事業を実施した支援対象団体数は30団体であり、その後、微増微減を繰り返して、2018年度には41団体と増加している。2011年度から2018年度の間に、延べ271団体への支援を行っている。また、当該年度の次年度も引き続き申請している継続団体は、毎年、全団体数の半数以上となっており、そこに新規参加の団体が加わるが、新規参加の団体の中にも単年度で辞めてしまう団体も一定数ある。辞める理由としては、「思ったよりも支援金が集まらなかった」、「事務手続きが煩雑である」という理由を述べる場合が多い。

また、支援対象団体の状況を分析していく中で、判定会では、特定のエリアの地域住民が主体となって主に地域交流のために活動している「地縁型」の団体と、特定の社会問題や課題の解決を目的に活動している「テーマ型」の団体があることを認識した。そして、それぞれの型に特徴づけられる団体の状況に応じて、市民活動の展開を支援する必要性があることがわかってきた。市川市の担当者にインタビューした際に、市川市の場合はこの分類で分

(表3) 支援対象団体数の推移

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
団体数	30	27	34	31	38	33	37	41
内) 継続団体	21	26	26	27	29	31	34	36
内) 新規団体		6	8	5	10	4	6	7
内) 非継続団体	9	1	8	4	9	2	3	5

※継続団体:次年度も引き続き申請している団体

※新規団体:当該年度に新たに申請した団体

けるとほとんどの団体がテーマ型になると聞いたこともあることから、このような分類の仕方ができるのは、古くからの町並みと新しく開発された地域が混在する和泉市の特徴に起因するものと考えられる。

地縁型の団体とは、地域の夏まつりや盆踊りの実施団体、地車（だんじり）祭り地域連合などが該当する。テーマ型の団体とは、例えば、母子の孤立を防ぐための子育てサロンの運営事業、不登校の子どもが集まることができる場所づくり事業、自宅の草抜き等の手入れが困難になってきた高齢者世帯の支援事業、自然環境を守るための蛍の放流活動、音楽を通して生活を豊かにする事業、障害のある市民のための集いの実施事業などがあげられる。「ちよいず」では、自治会や子ども会単位での事業は、広く市民全体のための活動とはとらえられないとしているため、概ね小学校区程度以上の範囲で各住民団体が合同で実行委員会等を新たに組織して地縁型の活動を展開している場合が多い。

表4に示すように、団体数としては、毎年、地縁型よりもテーマ型の方が多い。しかし、継続年数を見ると、表5に示すように、1年だけの「ちよいず」への参加で辞めてしまう団体が25団体あり、3年以内に辞めてしまう

(表4) 地縁型団体とテーマ型団体の内訳

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
団体数	30	27	34	31	38	33	37	41
内) 地縁型団体	10	9	10	10	11	9	11	11
内) テーマ型団体	20	18	24	21	27	24	26	30

(表5) 支援対象団体の継続年数 (2011年度から2018年度)

継続年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
団体数	29	11	5	5	5	2	5	14
内) 地縁型団体	9	1	0	0	2	1	2	5
内) テーマ型団体	20	10	5	5	3	1	3	9
内) 非継続数	25	7	3	2	2	1	1	0

団体を合わせると35団体にのぼり、その大半がテーマ型団体であることがわかる。テーマ型団体の方が地縁型団体よりも、継続年数が短くなる傾向にあるということである。地縁型が継続されやすい理由としては、事業がその地域で毎年行われる恒例事業であり認知度が高いこと、団体構成メンバーがもともと自治会等の構成員である場合が多く組織力が高いこと、そのためPR活動が十分に行われ、多くの組織票を獲得することで支援金額を多く得られやすいこと、などがあげられる。

一方で、テーマ型の継続年数が短くなる傾向にある理由としては、比較的、団体の規模が小さく、団体と事業の認知度を高めるためのPR活動に十分な時間と資源を投入できないこと、そのために十分な支援金額を得られないこと、それにもかかわらず書類の作成や提出等の煩雑な作業は行わなければならない負担となっていること、などがあげられる。

市民活動の活性化という目的や和泉市が進めている公民協働の視点から考えると、地縁型に加えて、社会的な課題に取り組むテーマ型団体の成長と事業の発展を期待するところである。しかし、「ちょいず」制度の中に、そのための手立てがない状況においては、テーマ型市民活動団体とその事業は育ちにくい制度となってしまっていることが否めない。

(2) 届出率の推移

表6は届出率の推移である。制度導入当初の2011年度は13,945人の届出があり、届出ができる18歳以上の市民の9.3%であった。その後、2015年度に14.5%の最高値となるが、いずれの年も判定会で目標としていた15%

(表6) 届出率の推移

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
届出率	9.3%	12.5%	13.9%	12.3%	14.5%	14.3%	13.6%	14.3%
届出人数(人)	13,945	18,818	21,017	18,595	22,107	21,824	20,737	21,899
届出対象者(人)	150,163	150,932	151,235	151,600	152,016	152,118	152,670	152,871

には達することができていない。市では、届出率を上げるために、「ちょいず」の認知度を高めようと、駅前では宣伝活動を行ったり、広報誌で団体の活動などを紹介したりしてきたが、思ったように効果があったとは言えない状況である。

表7は「ちょいず」の認知度の調査結果である。約67%の市民が、「ちょいず」を「あまり知らない」か「全く知らない」と答えている。届出用紙は、全戸配布される市の広報誌と一緒に各世帯に届けられるが、その広報誌を開かない世帯も多くなっており、届出があること自体に気づかない場合も多い。そのため、市役所の他、図書館等の施設に届出箱を設置したり、ショッピングモールに臨時届出所を開設したり、2015年度からはインターネットでも届出ができるようにしたが、それでも届出率は頭打ちの状況である。

表8は2015年度の1%支援制度実施自治体の届出率である。これを見ると和泉市は他市に比べるとかなり高い届出率となっており、和泉市が届出率アップのためにかなりの努力をしてきたことがわかる。市民活動団体の有志

(表7)「ちょいず」の認知度(平成27年度和泉市第4次総合計画市民アンケートより)

	回答項目	件数	率(%)
1	よく知っており、届出もしたことがある	169	16.70%
2	まあまあ知っているが、届出はしたことがない	155	15.40%
3	あまり知らない	201	19.90%
4	全く知らない	474	47.00%
5	無回答	10	1.00%

対象者:18歳以上の市民3000人→有効回答数 1009件 回答率33.6%

設問:あなたは、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業(愛称:ちょいず)をご存じですか。

(表8)2015年度1%支援制度実施自治体届出率

	市川市	大分市	一宮市	奥州市	八千代市	佐賀市	生駒市
届出数(人)	7,587	25,223	34,788	1,767	1,754	18,915	6,194
届出率	3.30%	6.50%	10.90%	3.90%	1.90%	9.50%	6.20%

で組織した「ちょいず盛りあげ隊」も、市内各地やインターネット上で、「ちょいず」のPR活動を行っており、届出率向上のための市の取り組みを応援している。しかし、費用対効果の点から考えると、これ以上に届出率向上に効果がある対応策が見いだせない状況である。和泉市の状況と他市の状況を見る限り、1% 支援制度の特徴である投票制度を取り入れることで、多くの市民が市民活動に興味を持つようになり、納税者意識が高揚するということは、自動的に起こらないと言わざるをえない。

さらに、届出率が低いということは、個人市民税の1% という支援金の総額にも影響をおよぼしている。例えば、2018年度実施事業の場合で考えてみる。2018年度実施事業の支援金の総額である個人市民税（個人市民税調定額9,317,507,670円×個人市民税収納率99.05%）の1% は約9,200万円である。18歳以上の市民人口は152,580人であり、1人あたりの支援額は604円という計算になる。届出率が100%であれば、この約9,200万円はすべて市民活動団体への支援金として配分されることになる。しかし、実際の届出率は14.3%であるので、その場合の支援金額の総額は計算上約1,300万円となる。実際には、無効となる届出や、支援希望額の満額以上の届出数を獲得する団体もあるため、さらに少ない金額となる。個人市民税の1%を市民活動の支援に使うという制度の趣旨ではあるが、実際は2018年度実施事業の場合、支援金の総額は個人市民税の0.11%程度となっている。

このような状況に関して、個人市民税の1%分の内、支援金として使われなかった金額について、市内全体の市民活動を支援するために利用することができないか、要綱の改正を含め判定会で意見交換を行った。しかし、そもそも次年度の市の支出金額が届出という不確定な要素のために、予算の作成段階でおおよその大枠でしか決められていないという財政的に例外的な措置が執られている制度でもあり、まったく実現の可能性は見えなかった。

また、支援希望額の満額以上か支援金の最大金額である80万円分以上の届出を得る団体もあり、この超えた届出分については、実際には活動団体に

は支援金として届かないことになり、言ってみれば無駄になった届出が発生する。届出を行った市民の意思を無駄にするのではなく、この分の金額についても、市民活動団体が共用で利用できる備品を購入して役立てたり、支援金が十分に集まらなかった団体に配分したりしてはどうかという意見が判定会や意見交換会で何度も出たが、和泉市では実現に至らなかった。

(3) 参加団体との意見交換会

毎年4月に、「ちょいず」に参加している市民活動団体のメンバーと判定会委員、市の担当者で、ワークショップ形式の意見交換会を行っている。意見交換会では、次のような意見が出され、制度や運用の改善を行ってきた。

①エントリーに必要な文書の作成や手続きが難しいという意見。市民活動団体としては、自分たちの活動を社会のために役立てたいという気持ちがあって、「ちょいず」に応募しようとするが、まず、応募のための必要書類の作成が難しく感じるとの意見が多数寄せられた。応募には団体概要調査書、事業計画書、団体の会則などの書類を作成する必要がある。団体が仲間内での暗黙の了解を元に活動を行っている場合には、これらの書類を作成する際に改めて団体の組織形態等を見つめ直す必要があり、その作業が、書類の書き方と合わせて、労力と時間のかかる作業であると感じる。

このような課題に対しては、詳細な書き方の説明書を作成したり、会則のひな形を提供したりすると同時に、市役所の窓口で担当者が丁寧に書類の作成の手伝いをしたり、アイ・あいロビーの協力を得て説明会を実施するなどして、市民活動団体の負担感と書類が正しく書けていないのではないかとという不安感を軽減してきた。

また、市民活動団体が行う支援の対象となる事業については、とにかく自分たちの活動を役立てたい、広げたいという気持ちはあるものの、その事業内容をどのようにして公益性や社会貢献につなげていくのかということを文書化するのが難しく、事業計画の書き方がわからないということもあった。

その場合には、判定会や市の担当者が事業内容を詳しく聞いて、そこから公益性や社会貢献につながる内容を見つけ出し、事業内容のアドバイスや書類作成のサポートをすることもあった。

これらのことからわかることは、和泉市のために何か活動をしたいという気持ちをもつ市民の方々が、活動を組織化し、発展させ、補助金の申請までを行うということは、何らかのサポートなしでは難しいということである。市民の何かをしたいという気持ちを、市民活動団体としての活動にまで育てていくためのサポートが、1%支援制度においてもやはり必要である。

②たくさんの届出を得るためのPR活動が難しいという意見。この意見は、特に小規模のテーマ型の活動を行っている団体から出された意見である。地縁型の団体が、自治会組織等を活用してPR活動を行っているのに対して、テーマ型の団体は地盤としての組織票を持たないため、地道なPR活動だけでは地縁型団体に太刀打ちできず、事業の規模を拡大しにくいという構造的な問題があるということである。

この課題については、市としては特定の団体のPR活動だけを応援することは難しいので、「ちょいず」をより認知してもらい、全体の届出数をアップさせることで対応していく方策をとった。構造的な問題が解決できたわけではないが、「ちょいず」や参加団体を紹介するイベントを実施したり、市の広報誌はもとよりツイッターやフェイスブック、広報メールを活用したりするなど、市が広報に活用している媒体を「ちょいず」のPR活動に利用できるようにした。

さらに、PR活動に関しては、応援したい市民活動に届出をするという届出制度の趣旨は理解できるが、そもそも社会の中で相対的に少数の人たちが直面している課題への取り組みに、最初から多くの市民が共感して届出を行うということは考えにくく、届出数の多寡と活動の社会的な必要性の度合いは一致しないのではないかという意見も出された。これらの意見は、テーマ型団体だけから出されたものではなく、地縁型団体からもこの問題について

はどうにか対応しなければならないという意見が出されてきた。判定会としても、当然この課題は認識しており、公民協働で課題に取り組むという観点からも、社会問題に取り組む団体を増やしたいという思いは持ち続けてきたが、「ちょいず」においては、制度的な対応策を打ち出すことはできなかった。

③備品費用や家賃を支援金の対象経費にして欲しいという意見。制度導入当初は、支援対象となる必要経費に、備品購入費は含まれていなかった。その理由としては、備品はその団体の資産として継続して活用されることになり、単年度の事業支援としての「ちょいず」では対象経費にはなじまないということであった。しかし、自分で庭等の管理ができなくなった高齢者世帯の敷地の草刈りや剪定を手伝っている団体から、必要な経費のほとんどが草刈り機や電動剪定機具等の備品なので、事業の遂行のためにも対象経費として認められないかと相談があった。また、数年間継続して「ちょいず」に参加している団体からは、毎年レンタルしているものを備品として購入した方が安いので、備品を対象経費として認めることができないかという相談もあった。

判定会としては、市民活動団体の事業の遂行に欠かせないものである場合には、備品購入シートを提出してもらい、判定会において対象経費として認めるかどうかの審査をすることで、備品の購入を可能とする方法をとった。新規の団体など活動実績がない場合は、認められにくいだが、継続して「ちょいず」に参加していて安定して活動を続けている団体で、市との信頼関係も構築されてきている場合には、必要に応じて備品購入が可能となった。

さらに、不登校の子どもの居場所づくりのために、部屋を借りる家賃を対象経費として認められないかという相談もあった。要綱では、事務所の家賃等は経費とならない旨が記されているが、場所がなければ事業自体が実施できないことと、不登校の子どもの家庭内で引きこもりがちになり家族と学校だけでは対応が難しい場合もあること、事務所として使用しないこと、本来

は行政がそのような支援も行っていかなければならないこと、等の理由から、詳細な部屋の使用履歴等の記録を備えてもらうことを条件にその他の対象経費として認めることとなった。

既存の制度の枠組みに縛られるのではなく、市民活動団体の事業内容とニーズに応じて、制度の運用を柔軟にし、要綱を改正していくことで、市民活動団体と市と一緒に「ちょいず」をより良いものに発展させていこうとする取り組みのひとつである。

④支援金の上限をあげてほしいという意見。当初は、支援金額の上限は、対象経費の2分の1までで、かつ最大50万円であった。事業規模の大きい地縁型の団体からは上限の引き上げを求める意見があった。もともと50万円に上限が設定されている理由に明確なものはなく、他市の状況等を見て決められたものであった。判定会で上限金額について意見交換を行ったが、最終的には市の判断により、2014年度より上限が80万円に変更された。対象経費の2分の1の助成率は変更されなかった。

「ちょいず」は市民活動を支援する制度であるが、政治的な視点で見ると、税金をどのように使うのか、市民にどのように分配するのかというようにとらえることもできるわけで、そのような視点からの働きかけもあるのではないかと思われる。

⑤「ちょいず」に参加するメリットに関する意見。市民活動団体にとって、「ちょいず」に参加する一番の目的は支援金をもらうことであるが、それ以外にも参加してよかったことがあるという意見があった。最初にあげられるのは、市の広報誌等に、毎年、団体と事業が紹介されることである。各団体にとっては、多くの市民に自分たちの活動を知ってもらいたいという思いがあるが、「ちょいず」に参加することで、毎年、市の広報誌と同時に配布されるカラー刷りの支援対象団体紹介冊子で、団体と事業が紹介される。市民活動団体のメンバーには、何よりも自分たちの活動を多くの人に知ってもらうことが一番うれしいという方も多い。また、事業の開催時期には広報

誌のイベント欄に告知記事が掲載され、SNS等でも宣伝が行われる。さらに、「ちょいず」に参加している団体は、事業を行う際に、和泉市が後援していることを明記できる。市からの後援をもらうことで、活動の信用度があがると同時に団体メンバーとしてはそれに見合った活動内容にしようとしてより一層努力するということである。

他にも、「ちょいず」に参加することで自分たち以外の市民活動団体がたくさんあることを知って、お互いに情報交換したり、参加し合ったりして、活動の幅が個人としても団体としても広がったという意見も多かった。このような横のつながりは、意見交換会での市民活動団体同士の出会いや和泉市ボランティア・市民活動センター「アイ・あいロビー」スタッフの協力により実現している。

⑥「ちょいず」を応援したいという意見。「ちょいず」の認知度が上がらず、届出率もなかなか向上しない状況を見て、「ちょいず」に参加している市民活動団体の有志メンバーが2017年に「ちょいず盛り上げ隊」を結成し、市と協働して「ちょいず」を市民に広めるさまざまな活動を展開してきた。参加団体等にアンケートをとって「ちょいず」に関する意見を集めたり、まだ「ちょいず」に参加していない市民活動団体に参加への働きかけをしたり、市内のさまざまなイベントで「ちょいず」のPR活動を行ったりした。市が依頼をして活動してもらっているわけではなく、独立して話し合いをして会議を開いて企画を立て、市にも協力を求めるなど、市と市民活動団体との協働で「ちょいず」を盛り上げていこうとする活動が作りだされた。

このように「ちょいず」には市民活動のよりどころとなる良い点も多くあったが、これまでに述べた課題にどのように対応していくのか、制度改革が必要ではないかという議論が、市からも提起されるようになってきた。

4. 実践から見えてきた制度的課題

実践の状況から見えてきた和泉市の1%支援制度「ちょいず」の課題につ

いて、もう一度整理すると、①市民活動団体を育てられているのかという課題、②届出制度は本当に社会的ニーズを反映させることができるのかという課題、③届出率が低迷している課題、に大きくまとめられる。

①については、地域や社会の課題に取り組むテーマ型団体が「ちょいず」では育ちにくい状況であることを先に述べたが、テーマ型の市民活動団体自体が無くなったり事業を辞めたりするのではなく、「ちょいず」に参加しなくなるということの方が多く見られた。地域住民のつながりや伝統を継承するという地縁型の団体の活動もちろん重要であるが、行政が直接的には支援しにくいような様々な課題に取り組むテーマ型の団体が増えることはやはり公民協働の社会を進めていくために期待されている。1% 支援制度の特徴である届出制度が、その点に有効に機能していないということである。

②については、そもそも社会的ニーズとは何かという議論になるが、多くの届出があった団体・事業は、届出を行った市民にとっては支援したい事業であることは間違いない。組織力のある地縁型の団体は地域の祭りやイベントという事業内容で多くの届出を得る一方で、社会問題に取り組もうとするテーマ型の団体は支援希望額を満たせるような届出を得られない状況がある。この事実自体は、制度に基づいて実施された結果なので、間違っているとか正しいとか評価すべきことではない。しかし、市民活動の目的¹¹⁾をふりかえるとやはり、社会のさまざまな課題の解決のため、共感する市民がそれぞれの経験や専門性を活かして主体的に組織化し、より当事者に近い視点で活動を展開するという本来の市民活動のあり方に無関心ではいられないだろう。それは、先に述べたように地縁型団体のメンバーの方たちにも共有され

11) 早瀬昇は市民の主体的な社会参加活動の意味として、①共感で行動する人々の力で課題を解決できる、②意欲的な人々の関わりで組織が活力を得る、③個々人の「多様な経験や専門性」が活きる、④財政基盤の強化につながる、⑤意思決定の質が向上する、⑥アドボカシー力を強化できる、⑦課題や団体運営を「自分事」とする人＝当事者＝が増える、等をあげている。岡本栄一監修・ボランティアセンター支援機構おおさか編（2019）『ボランティア・活動支援論』ミネルヴァ書房、195-201.

ているものでもある。そうすると、地縁型の事業とテーマ型の事業を同じ土俵にのせて選択するということが自体に無理があるのではないかということになってくる。

③については、最高でも15%に届かない届出率では、届出制度により市民活動が活性化しているとは言えない状況であろう。先に述べたように和泉市は他市に比べるとかなり高い届出率であり、それは関係者の大きな努力の成果であると言える。届出制度を導入することで、自動的に、市民がこぞって届出に参加するという事態は起こらなかった。言い換えると、納めた税金の一部の使い道を自分で選択できるということに、すべての市民がそれほど関心を持つことはなかったというのが現実であるとも考えられる。

また届出率の問題は、支援金の総額にも影響を与えていることは先述したとおりである。1%支援制度というネーミングのインパクトと実際の支援の内容が一致していない。もちろん、制度の認知度を上げ届出率を向上させるために、さらに資源を投入することも考えられるが、それは次に述べる「ちよいず」の運営費用増大の問題につながる。

表9は「ちよいず」制度に関する事務経費率の推移である。事務経費率とは、実際の支援金の総額に対して「ちよいず」制度の運用にかかった経費の割合である。例えば、2018年度の場合、支援金の総額が10,457,891円であるのに対して、4,261,613円の事務経費がかかっており、事務経費率は40.8%になる。制度の導入当初から見ると下がっていく傾向はあるが、市民や市役所内部からも、この事務経費率の高さは看過できない問題ではないかという意見が出ていた。

(表9) 「ちよいず」制度に関する事務経費率の推移

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
支援金総額(円)	4,946,188	6,555,609	7,827,389	7,384,439	9,718,231	9,856,806	9,969,003	10,457,891
事務経費 (円)	3,774,804	4,070,537	4,388,397	5,339,165	4,234,942	4,156,959	4,002,834	4,261,613
事務経費率	76.3%	62.1%	56.1%	72.3%	43.6%	42.2%	40.2%	40.8%

表10は事務経費の内訳である。経費の中でも、広報誌と同時に配布している「ちょいず」制度と団体の紹介冊子、選択届出用紙、返信用封筒等の印刷製本費とそれらの配布に要する費用である委託料、返信用封筒の郵送料である通信運搬費が大きな割合を占めており、1%支援制度の仕組みの基本である投票制度に関わるところに大きな経費がかかっていることがわかる。さらに届出選択用紙に記載されている住所氏名等の情報が正しいかどうかの確認や二重に届出していないかの確認など、市の担当者が担っている作業も金額に換算すると大きなものになるだろう。これらの経費を必要な経費ととらえるか、無駄な経費ととらえるかは、市民活動がこの経費に見合うくらい活発に展開されるようになったかどうかということで評価されることになるだろう。

これらの問題について判定会や意見交換会、市役所内部でも議論されてきたが、2016年9月に出された和泉市自治推進審議会答申の中で「ちょいず」に関して、①多様な市民活動が参加しやすい環境づくり、②事務経費の見直し、③新たな協働事業の構築の検討、という提言が示された。①については、「組織力が無い団体が参加しづらい」状況を改善するために、「シンプルな方法で、多分野にわたる市民活動を応援する制度設計の構築」が求められた。②については、「PR冊子の費用対効果が疑問」であるとされ「団体事業のPR方法の見直し」が求められた。③については、市民と行政が一緒に組

(表10) 事務経費の内訳

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
判定会費(円)	177,620	164,360	163,560	204,270	172,822	166,733	163,300	181,870
印刷製本費(円)	1,813,970	2,319,455	2,440,865	3,270,888	2,251,680	2,150,927	2,068,286	2,134,338
通信運搬費(円)	354,075	391,920	398,480	420,000	510,618	532,580	526,037	510,252
委託料(円)	1,142,145	1,029,880	579,200	583,200	584,800	584,000	584,000	730,000
消耗品費(円)	286,994	164,922	252,792	207,307	143,822	151,519	107,611	141,153
臨時職員賃金(円)	0	0	553,500	553,500	571,200	571,200	553,600	564,000
合計(円)	3,774,804	4,070,537	4,388,397	5,339,165	4,234,942	4,156,959	4,002,834	4,261,613

み立てて、協働で事業を実施する「市民提案型」の新たな協働事業の構築研究が求められた。

当面は「ちよいず」を改善しながら運用していくと同時に、「ちよいず」に変わる新たな市民活動支援制度についての検討を進めていくこととなった。

5. 新たな市民活動支援制度への展開

「ちよいず」に変わる新たな制度は、市の担当部局が検討することになるが、判定会としても公式・非公式に議論を行い、市民活動団体との意見交換会でも現在の課題を解決できるような新しい制度のあり方について検討がなされた。最終的には、2019年12月の「和泉市自治推進審議会答申（和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業「ちよいず」の見直しについて）」において、「これまでどおり、積極的に市民活動を支援するという主旨は変えないものの根本的な制度である「市民税1%支援制度」いわゆる18歳以上の市民からの「届出」により支援金を決定するといった制度については、上記課題等を踏まえ廃止するものとし、有識者からなる選定委員会において審査し支援金を決定する「審査方式」に見直し、市が定める予算の範囲内において行う新たな市民活動支援事業として実施すべきと判断するものである。」と方向性が定められた。

新たな制度では、投票制度をやめて学識経験者等による選定委員会の審査方式を取り入れること、そして、支援金の総額については個人市民税の1%という枠組みは廃止し、市で予算を作成しその範囲内で行うことが制度の大枠として決められた。これらは1%支援制度の根幹を変えるものであり、1%支援制度に期待されていた「市民活動の活性化」と「納税者意識の高揚」という効果が、制度の運営にかかる費用に対して十分に得られないという判断がなされたものである。この判断は、行政サイドや自治推進審議会だけでなく、意見交換会での議論内容から見ても、最終的に市民活動団体も

おおよそ同意する内容であった。

新しい制度は「和泉市市民活動推進支援事業」として、2020年度に市民活動団体の応募を受け付け、2021年度実施事業の支援からスタートした（「ちょいず」は2020年度実施事業への支援をもって終了）。もちろん「ちょいず」で得られた知見は、新しい制度設計にも活かされることとなり、市民活動団体が応募できる支援を「公益活動支援コース」と「地域活性化コース」という2つのコースに分けることとなった。

「公益活動支援コース」は特定の課題をテーマにし、地域及び社会の課題解決に取り組む公益活動を対象とするものであり、「ちょいず」におけるテーマ型団体を念頭においたコースである。さらに「公益活動支援コース」には、活動をはじめたばかりの団体を支援するための「チャレンジコース（初動・拡充支援）」と、継続的に活動実績がある団体が活動をさらに発展させていくための「ステップアップコース」の2コースを設定し、市民活動を育み、さらに活性化していくことができるよう工夫された。

「地域活性化コース」は、地域に縁のある団体が地域の活性化、交流促進、伝統文化継承（祭礼等）に取り組み、地域課題の解決及び地域社会の貢献に繋がる事業を対象とするものであり、「ちょいず」における地縁型団体を念頭においたものである。

制度上の課題は多かったものの、「ちょいず」が和泉市の市民活動に与えた影響は大きい。「ちょいず」があるから活動をはじめた団体もあり、さらに「ちょいず盛り上げ隊」の活動に見られるように、市民活動団体の横のつながりをつくり、市民が市民活動を活性化させるために市と協働する活動も生み出すことができた。行政サイドにおいても、市民活動とはどのような活動なのか、市民活動の認知度を上げるためにはどのようにすればいいか、市民活動を育てるために行政ができることは何か等「ちょいず」の担当課と歴代の担当者らは、市民と直接関わりながら、試行錯誤の努力を繰り返してきた。新しい制度は、「ちょいず」を通して、市民と行政が意見交換しながら

協働でつくられた制度ととらえることができるだろう。

6. おわりに

ここまで、和泉市で展開されてきた1% 支援制度である「ちょいず」の10年間の実践から見えてきた課題と効果、そして新たな制度への展開について述べてきた。最初に述べたように1% 支援制度は、市民活動団体への支援の方法においては前例のない社会実験的な側面もあり、本稿が市民活動支援の実践・研究を行う人たちの参考になれば、長期間、「ちょいず」に関わってきた筆者としては、幸いである。

【資料】「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する要綱」

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体の行う事業に対し、18歳以上の市民の選択を考慮して市長が定める支援金（以下「支援金」という。）を交付する制度を設けることにより、市民の市民活動に対する理解及び関心を深めるとともに、市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図り、もって市民相互の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 18歳以上の市民 第7条第1項の規定による届出を行う年度の2月1日現在において、和泉市の住民基本台帳に記録されている年齢18歳以上の者をいう。
- (2) 市民活動団体 ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定

する特定非営利活動法人をいう。)その他の非営利活動を行う団体であって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年の健全育成その他社会貢献にかかる分野の活動を行っているものをいう。

(支援対象団体の要件)

第3条 支援金の交付の対象となる市民活動団体(以下「支援対象団体」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たしている団体とする。

- (1) 市内に事務所を有し、主として市内において活動をしていること。
- (2) 規約、会則、定款等市民活動団体の組織、運営等に関する定め及び役員名簿等を有していること。
- (3) 団体を組織する構成員が5名以上であること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

(支援対象事業の要件)

第4条 支援金の交付の対象となる事業(以下「支援対象事業」という。)は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている事業とする。

- (1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係る分野のものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 事業の主たる効果が市内で生じると認められるものであること。
- (4) 市民を主たる対象とするものであること。
- (5) 当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 支援金の交付を受けようとする年度に直接和泉市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(エントリー)

第5条 支援金の交付を希望する市民活動団体（以下「申請者」という。）は、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援対象団体エントリーシート（様式第1号。以下「エントリーシート」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要調書（様式第2号）
- (2) 規約，会則，定款等及び役員名簿等の写し
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 一の市民活動団体がこの要綱の定めるところによりエントリーできる事業は、1年度につき1事業とする。

(支援対象団体の決定等)

第6条 市長は、前条の規定によりエントリーシートの提出を受けたときは、和泉市助成審査委員会規則（平成24年規則第66号）別表に規定する和泉市市民活動支援制度判定会（以下「判定会」という。）の審査を経た上で、支援対象団体とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、支援対象団体の決定をしたときは、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により支援対象団体とすることの可否を決定したときは、申請者に対し、支援対象団体可否決定通知書兼後援名義使用承認書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援対象団体を決定したときは、前条に規定する各支援対象団体の申請書及びその添付書類を縦覧に供するとともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 各支援対象団体の名称及び連絡先
- (2) 各支援対象事業の名称及び内容

(3) 各支援対象事業に係る対象経費の額及び交付希望額

4 第1項の規定により支援対象団体と決定した団体については、当該申請事業に係る和泉市の後援名義の使用を許可するものとする。

5 市長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

6 第1項により使用を承認する後援名義は、「和泉市」とする。

(支援対象団体の選択等に係る届出)

第7条 18歳以上の市民は、支援したい支援対象団体を3団体以内で選択し、本人の意思に基づき、支援対象団体等選択届出書(様式第6号)により、市長に届け出ることができる。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出がこの要綱の規定に適合しているか否かを確認しなければならない。この場合において、市長は、当該届出がこれらの規定に適合していないと認めるときは、当該届出を無効とすることができる。

(18歳以上の市民1人当たりの支援額等)

第8条 前条第1項の規定による届出に係る18歳以上の市民1人当たりの支援額(以下「市民1人当たりの支援額」という。)は、当該届出を行う年度の6月1日現在における和泉市の個人市民税に係る調定額に前年度の収納率を乗じた額の1パーセントに相当する額を同年度の6月1日現在の18歳以上の市民の人口で除して得た額を考慮して市長が定める額とする。

2 前条第1項の規定により支援対象団体を選択した場合における18歳以上の市民1人当たりの各支援対象団体に対する支援金の額(以下「団体ごとの個人支援額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(1) 1団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の全額

- (2) 2 団体を選択した場合 市民 1 人当たりの支援額の 2 分の 1 に相当する額
- (3) 3 団体を選択した場合 市民 1 人当たりの支援額の 3 分の 1 に相当する額

(支援対象団体への支援金の額)

第 9 条 支援対象団体に交付する支援金の額は、当該支援対象団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額（その額が次項の交付の対象となる経費の額の 2 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該 2 分の 1 に相当する額）又は 80 万円のいずれか低いほうの額を上限として、市長が定める額とする。ただし、当該支援対象事業に係る支援金以外の収入の総額に支援金を加えた額が支出の総額を上回る場合は、その差額を支援金の額から控除するものとする。

2 支援金の交付の対象となる経費は、申請者が第 6 条第 1 項に基づく支援対象団体と決定された日から申請事業完了までに支出されたもので、支援対象事業の遂行に直接必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。ただし、支援対象事業の遂行の確保のためやむを得ないと市長が認めた場合に限り、支援対象団体決定前の経費についても交付の対象となる経費に含めるものとする。

(支援対象団体等の遵守事項)

第 10 条 第 7 条第 1 項の規定による届出は、あくまでも 18 歳以上の市民の個人の意思に基づくものであり、支援対象団体は、それを阻害するような行為及び不正又は不当な行為をしてはならない。

2 18 歳以上の市民は、支援対象団体に対し、自らが利益を受けるために、不正又は不当な働きかけをしてはならない。

(届出結果の公表等)

第11条 市長は、第7条第1項の規定による届出の受付を終了したときは、その結果を集計し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 各支援対象団体の名称
- (2) 各支援対象団体を選択した18歳以上の市民の人数
- (3) 各支援対象団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額
- (4) 各支援対象団体に係る支援金の交付希望額及び交付予定額

2 市長は、前項の公表を行ったときは、速やかに申請者へ交付予定額について和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援金額内定通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による公表が行われた日の翌日から起算して14日以内に、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業内容変更申請書(様式第7号)に変更後の事業計画書(様式第3号)及び変更後の収支予算書(様式第4号)を付して、支援金の額を減ずる事業内容の変更を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに、判定会の審査を経た上で、当該変更の申請の全部又は一部の承認をするか否かを決定し、当該変更の申請をした支援対象団体に事業内容変更可否決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 支援対象団体は、エントリーを取り下げようとするときは、前条第1項の規定による公表が行われた日の翌日から起算して14日以内にエントリー取下届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、次条第2項の規定による公表に合わせて、取下げの届出があった旨を公表するものとする。

(交付申請)

第12条の2 第11条第2項又は前条第2項の通知書により通知された支援金の交付を受けようとする申請者は、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援金交付申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第13条 市長は、前条の規定により交付申請を受理したときは、申請者に対し速やかに第9条での支援金の額について予算の範囲内にて支援金の交付決定をしなければならない。

2 市長は、前項の交付決定をしたときは、速やかに、支援金交付決定通知書(様式第10号)により、当該交付決定を受けた支援対象団体(以下「支援決定団体」という。)にその旨を通知するとともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 各支援決定団体の名称
- (2) 各支援決定団体に係る支援金の交付申請額及び交付決定額

3 市長は、第1項の交付決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(支援決定事業の遂行)

第14条 支援決定団体は、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、当該交付決定に係る支援対象事業(以下「支援決定事業」という。)を行わなければならない。支援金を他の用途に使用してはならない。

(支援決定事業の遂行の指示)

第15条 市長は、支援決定事業が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支援決定団体に対し、こ

れらに従って事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告書等の提出)

第16条 支援決定団体は、支援決定事業が完了したときは、速やかに、当該支援決定事業の成果を記載した和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)に事業報告書(様式第12号)及び収支決算書(様式第13号)その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定により実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書等の内容が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びに第15条の規定による市長の指示に適合しているか否かを調査し、判定会の審査を経た上で、これらに適合していると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金額確定通知書(様式第14号)により当該実績報告書等を提出した支援決定団体に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支援金の額を確定したときは、前条に規定する各支援決定団体の実績報告書及びその添付書類を縦覧に供するとともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 各支援決定団体の名称
- (2) 各支援決定団体に係る支援金の交付決定額及び交付確定額

(交付の請求等)

第18条 支援決定団体は、前条第1項の規定により支援金の交付額の確定の通知を受けたときは、支援金交付請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、支援決定団体が概算払いにより支援金の交付

を受けようとするときは、支援金概算払請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。この場合において、概算払により交付を受けることができる支援金の額は、交付決定額の3分の2以内の額とする。

3 前項の規定により概算払いによる支援金の交付を受けた支援決定団体は、前条第1項の規定により支援金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該支援金の額の確定に基づく精算をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金交付決定取消通知書（様式第17号）により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援決定団体が虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援決定団体が支援金を支援決定事業以外の用途又は対象経費以外の経費に使用したとき。
- (3) 支援決定団体が支援決定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 支援決定団体が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 支援決定団体が市長の指示に従わないとき。
- (6) 支援決定団体が第3条における交付資格団体の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 支援決定事業が第4条における支援対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、支援決定団体がこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、天災地変その他支援金の交付決定後に生じ、又は判明した事象により支援金を交付することが適当でなくなったと認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、第17条第1項の規定による支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(支援金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、支援決定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第17条の規定により支援決定団体に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既に当該確定額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第9条関係)

費目	対象となる経費
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費、イベント等の参加賞その他これらに類するもの(ただし、参加賞については、対象経費の上限を1品当たり300円とする。)
旅費	交通費、通行料、ガソリン・軽油代その他これらに類するもの
消耗品費	文房具の購入費、暖房用燃料費その他これらに類するもの
食料費	食事代、飲料費その他これらに類するものの内、下記に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師の弁当・飲み物代等に限り1人1,000円を上限として対象経費とします。 ・ 身体を動かす作業等を伴う事業で水分補給が必要と思われる場合のみ、飲み物代として1人200円を上限として対象経費とします。
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、簡易印刷(コピー)費
役務費	郵便料、通信料や振込み手数料、各種保険料その他これらに類するもの

委託料	団体の本来業務では対応できない専門的な技術・知識を要するもの (事業のすべてを委託する場合は不可)
使用料及び賃借料	車両, 機械, 会場使用料その他これらに類するもの
原材料費	加工用, 工事用の原材料又は食材等
備品購入費	支援対象事業の遂行に必要な不可欠なものに限る(ただし, 備品購入費は, 備品を除く対象経費の3分の1までとし, 且つ1品当たり5万円を上限として計上することができる。)
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

※申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。

※領収書が無く使途が不明な経費は対象外とします。

※団体の管理運営費(賃借料, 光熱水費, 電話料金等)は対象外となります。

A Practical Study on the 1% Support Program A Practice of “Choizu” Program in Izumi City, Osaka

KURODA Takayuki

This essay explains a scheme of the “Choizu” program, a 1% support program for community activities and civil activities in Izumi city, Osaka and some issues about it which we found through a decade of practice.

The 1% support program is a unique program. A municipal government calculates a funding per resident by dividing 1% of a total revenue from individual city residents' tax by a number of residents aged 18 or older. Residents aged 18 or older can vote their choice to support to community activities and civil activities. The funding is provided to the activity organizations depending on the voting outcome.

This program, “Choizu”, aims to boost and encourage the activities and improve taxpayer awareness. Actually, however, we recognize three problems in practice of the program. The first one is a low turnout, the second one is high operating costs, and the third one is that it can't grow activities to solve social problems by small groups and organizations. Therefore, this program was quit and a new alternative program started with knowledge and findings from practice in Izumi city.

Keywords : 1% support program, community activities, civil activities,
collaboration with residents